

## 第1回検討会議事要旨 (10月27日)

- 冒頭、事務局から今回の検討会において、標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）に示された内容を、労働安全衛生法における定期健康診断等においてどのように取り扱うか検討いただきたい旨の説明が行われ了解された。
- 次いで、事業者が医療保険者に対して定期健康診断の医学的データを求める場合の取扱いや健康診断項目の意義等に関する質疑が行われた。
- 標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）で示された項目と安衛則で規定している定期健康診断項目との間で一致していない項目について、個別の検討を行う必要があるとされた。
- 保健指導については、
  - ・ 労働者が保健指導を2回受けることのないように、努力義務で行われている労働安全衛生法に基づく保健指導と、保険者に義務づけられる特定保健指導の整理をする必要があるのではないか。
  - ・ 産業医の活用を考えるべきではないか。
  - ・ 産業保健スタッフとして養成した人材を活用すべきではないか。などの意見がだされ、今後検討を行う必要があるとされた。
- これらの意見を踏まえて、第2回検討会では詳細な議論を行うこととした。